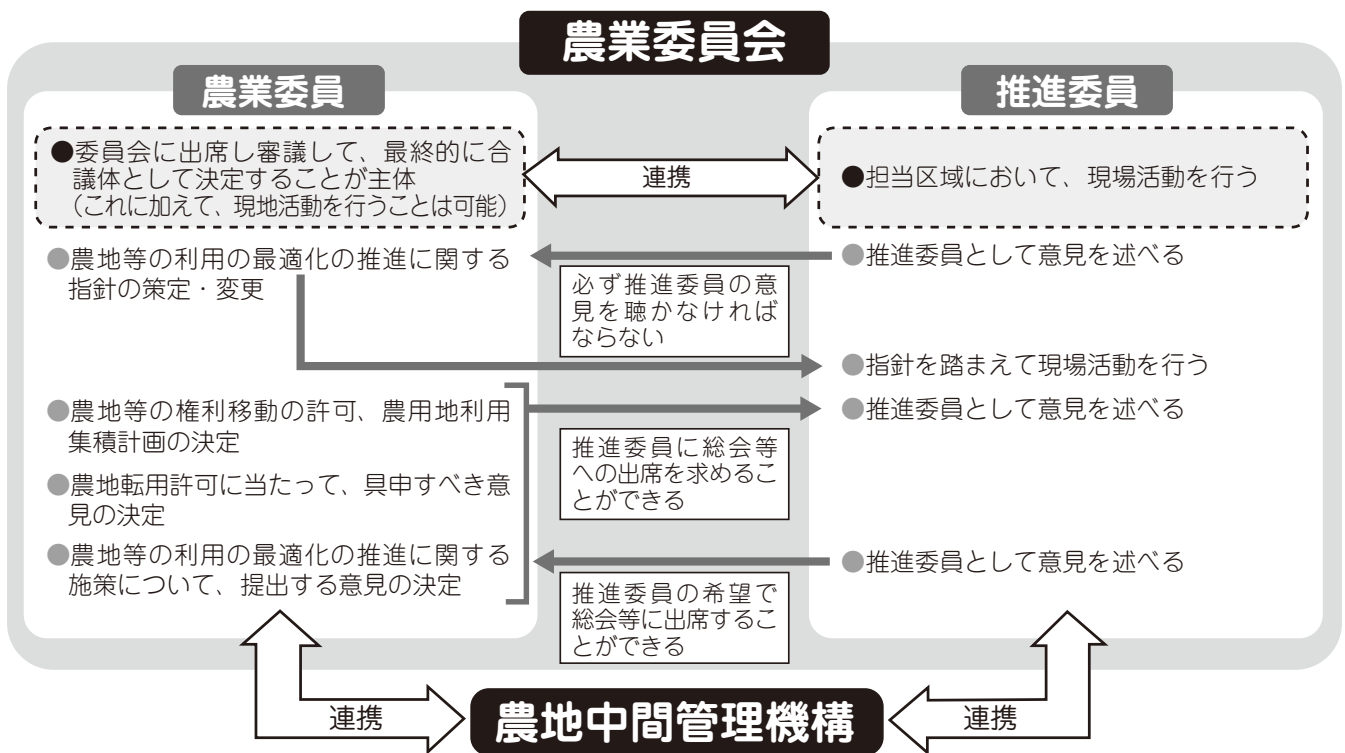


農業委員および 農地利用最適化推進委員を募集



平成28年4月1日施行の「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員は公選制から推薦・公募による市長の任命制になるとともに、担い手への農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することになりました。

市では、平成30年8月3日から新制度へ移行するため、以下のとおり農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。



共通事項

◆任期

平成30年8月3日から3年間

◆募集期間

3月1日(土)～30日(金)

◆委員になれない者

- ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③茂原市暴力団排除条例（平成24年茂原市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等または同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

◆応募用紙の入手方法

農業委員会事務局および本納支所窓口で入手または同局ウェブページからダウンロード可。

農業委員

◆募集する人材

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関